



各 位

株式会社 東北銀行

当座勘定規定の改定について

株式会社東北銀行（取締役頭取 佐藤 健志）は、手形・小切手用紙の発行受付終了に伴い、当座勘定規定（一般当座用・個人当座用・専用約束手形用）を改定いたします。なお、本規定は既に当座勘定をご利用のお客さまにも適用されます。

記

- 改定となる規定
 - 当座勘定規定（一般当座用）
 - 当座勘定規定（個人当座用）
 - 当座勘定規定（専用約束手形用）
- 改定日
2026年4月1日（水）
- 改定内容
詳細は、別紙「新旧一覧表」をご参照ください。

以 上

●当座勘定規定（一般当座用）

※下線部分が改定箇所となります。

改定前	改定後
第8条（手形、小切手用紙） （5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。	第8条（手形、小切手用紙） （5） <u>手形用紙、小切手用紙は、交付しません。</u>
第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。	第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 <u>（以下削除）</u>
小切手用法 8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	小切手用法 <u>8. 削除</u>
約束手形用法 8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	約束手形用法 <u>8. 削除</u>
為替手形用法 10. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	為替手形用法 <u>10. 削除</u>

●当座勘定規定（個人当座用）

改定前	改定後
第8条（手形、小切手用紙） （5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。	第8条（手形、小切手用紙） （5） <u>手形用紙、小切手用紙は、交付しません。</u>
第14条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。	第14条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 <u>（以下削除）</u>
小切手用法 8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に自署のうえ請求して下さい。	小切手用法 <u>8. 削除</u>

●当座勘定規定（専用約束手形用）

改定前	改定後
第8条（手形用紙） （3）手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。 （4）専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。	第8条（手形用紙） （3） <u>手形用紙は交付しません。</u> （4） <u>削除</u>
約束手形用法 8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	約束手形用法 <u>8. 削除</u>